

追加項目

新発田中央ロータリークラブ 内規

第 15 条 義務出張者の出張旅行

クラブ規定第 4 条第 1 項の交通費の支給金額は次により算定する。

1. 列車・自家用車の何れの場合も、原則として往復とも同一経路、方法で旅行したのものとして取扱う
2. 列車・自家用車の何れの場合も、最短所要時間での旅行に必要とする交通費を支給する
3. 出張旅行中に事情により旅行行程を中途逸脱する場合であっても、それがなかったものとして取扱う
4. 自家用車の算定に当たっては、普通車を基準とし定員を 4 名／一台とする
5. 障害・事故損失は当事者が負担する

付則

本内規	2010 年 07 月 01 日	新設	施行
本内規	2012 年 04 月 03 日	改定	
本内規	2012 年 08 月 29 日	改定	
本内規	2013 年 04 月 03 日	改定	(※第 15 条追加)